

(介 30) (FAX 送信 A4・4 枚)

平成 23 年 3 月 16 日

関係都県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

三上 裕



### 東京電力及び東北電力による計画停電に伴う自家発電機燃料の供給について

3月14日より東京電力で、3月16日より東北電力による計画停電が始まっておりますが、それに伴い人命に重大な影響を及ぼす人工呼吸器等の燃料供給が必要な施設等に関して、厚生労働省老健局より、対象都県・市介護関連施設等整備担当課あてに、介護保険施設等のリスト作成のための事務連絡が発出されております。このリストは、資源エネルギー庁より、優先的に自家発電機用の燃料を供給すべき施設等の情報提供の依頼により作成するとのことです。

なお、油種を問わず非常に確保が厳しい状況とのことであり、リストへの掲載と燃料の供給が直結するわけではないとのことです。

当該リストは対象自治体が作成すべきものです。各自治体より、リスト作成のため、相談・協力等の依頼があった際には、速やかなご対応をお願い申し上げます。参考のため、本会から貴職宛てにも、情報提供として当該事務連絡を送付いたします。

敬具

### 記

(添付資料)

- ・東京電力及び東北電力による計画停電に伴う自家発電機燃料の供給について

(平 23. 3. 16 厚生労働省老健局総務課、介護保険計画課、高齢者支援課、振興課、老人保健課 事務連絡)

以上

事 務 連 絡

平成23年3月16日

各 都 県 ・ 市 介 護 関 連 施 設 等 整 備 担 当 課 御 中  
(東京電力・東北電力の計画停電対象地域)

厚生労働省老健局総 務 課

介護保険計画課

高齢者支援課

振 興 課

老 人 保 健 課

東京電力及び東北電力による計画停電に伴う自家発電機燃料の供給について

平素より、介護保険制度及び高齢者保健福祉行政の推進につきまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、3月14日より東京電力、本日より東北電力による計画停電が始まっているところですが、こうした状況を踏まえ、資源エネルギー庁より、停電時に人命に重大な影響を及ぼす人工呼吸器等を稼働させるために必要となる自家発電機の燃料について、優先的に自家発電機用の燃料を供給すべき施設等の情報提供について依頼があったところです。

※ 単に燃料が必要というものではなく、人工呼吸器など人命に重大な影響を及ぼすような緊急な場合のみ対象となるとのことです。

つきましては、人工呼吸器等の稼働に必要な自家発電機等の燃料供給が必要な介護保険施設等に関して、別添のファイルに記載の上、作成しだい下記送付先まで送付をお願いいたします。(資源エネルギー庁によると、事後追加も可能とのこと)

なお、油種を問わず非常に確保が厳しい状況とのことであり、リストへの掲載と燃料の供給が直結するわけではないとのことです。

大変お忙しいところ誠に申し訳ありませんが、ご協力の程よろしくお願いいたします。

記

## 1 リスト掲載対象

### (1) 確認対象施設

- ① 介護療養型医療施設
- ② 介護老人保健施設
- ③ 特別養護老人ホーム
- ④ 認知症高齢者グループホーム
- ⑤ その他特別に事由のある施設

### (2) 要リスト掲載施設

上記(1)のうち、停電時に人命に重大な影響を及ぼす人工呼吸器等を稼働させるために必要となる自家発電機を使用する施設であって、緊急的に供給が必要となるもの。

## 2 送信先

厚生労働省老健局高齢者支援課施設係

提出先 E-mail アドレス : komatsu-makoto01@mhlw.go.jp

※ 必ず各自治体において管内施設に係るリストを作成の上、提出願います。

また、照会については、内容の重複や集中を避ける観点から、各事業者から直接照会するのではなく、各自治体より照会願います。

## 3 提出期限

資源エネルギー庁より、提出に当たっての期限設定はないものの、まず1回目の提出期限については次のとおりとさせていただきます。

なお、当該期限を過ぎた場合であっても、その後の受理を拒絶するものではなく、新たに把握された該当施設があった場合等においては、速やかに提出願います。

**提出期限：平成23年3月17日(木) 16:00まで**

※ この時点で提出されたものを取りまとめて資源エネルギー庁へ登録。その後に提出されたものは適宜行う予定としています。

#### 【照会先】

- ・ ①介護療養型医療施設、②介護老人保健施設  
→ 厚生労働省老健局老人保健課総務係  
電 話：03-5253-1111 (内 3938)
- ・ ③特別養護老人ホーム、④認知症高齢者グループホーム  
→ 厚生労働省老健局高齢者支援課施設係  
電 話：03-5253-1111 (内 3928、3927)
- ・ ⑤その他の施設等  
→ 適宜、当該施設を所管する課・係へ照会願います。

